

## 教育支援の取り組み

### ゲームへの社会的理解を促すため 教育の現場を支援しています

ゲームは比較的新しい文化であり、学術的研究の歴史も浅いため、一般社会では教育的側面よりも暴力表現などによる悪影響論が根強く喧伝されています。しかしながら、ゲームクリエイターという職種は「将来やりたい職業」として子供たちに高い人気を誇っており、また近年では携帯ゲーム機を授業に取り入れる学校も見られるようになりました。

当社はゲームソフトメーカーの社会的責任(CSR)として、ゲームに対する社会的理解を促したいと考えています。そこで教育支援の一環として、文部科学省の新指導要領「総合的な学習」の意義に賛同し、学生の会社訪問の受け入れや出前授業を積極的に実施しています。

当期は、ゲームソフト会社の仕事内容とそのやりがいや難しさを紹介する「キャリア教育支援」、自分の判断でゲームと上手に付き合えるようになるための「ゲームリテラシー教育支援」の2つのプログラムを実施し、教育現場から一定の評価を得ました。これらの結果、これまでに小中学校を中心に119校、711人(2010年3月末現在)が当社を訪問しました。また、「ゲームソフト会社の仕事内容」を通じて仕事の意義や、社会の一員として働くために大切なこと学ぶ出前授業を、浪速少年院をはじめとして累計4校、約290人(2010年3月末現在)を対象に開催しました。さらに、大学の専門家と今後のCSR活動や授業支援プログラムに関して意見を交換しました。



出前授業の様子



会社見学の様子

### 学習漫画「テレビゲームのひみつ」を 無償配布しています

当社は、株式会社学習研究社(学研)と共同で学習漫画「テレビゲームのひみつ」を発行しました。本書には、ゲームの開発過程やゲームとの適切な付き合い方、クリエイターになるために必要な勉強方法などを盛り込んでいます。

全国24,000校の小中学校と2,700カ所の公立図書館に無償で提供するとともに、出前授業のための事前学習資料としても配布しています。社団法人日本PTA全国協議会の推薦図書として、教育現場における総合学習などの副教材としても使用されています。

### 青少年の健全な育成のために CEROレーティング制度の遵守を促しています

ゲーム業界では、家庭用ゲームソフトで遊ぶ機会の多い青少年の健全な育成のために、性的、暴力的なゲームが、青少年の手に渡らないよう、ゲームの内容や販売方法について自主規制しています。ゲームソフトのパッケージに、年齢別レーティングマークを表示して、購入する際の情報提供に役立てています。「18歳以上のみ対象」のゲームソフト(Z区分)を18歳未満の方に販売することを自主的に禁止し、区分陳列や身分証提示による年齢確認を販売店の約99%が実施※しています。また、現在発売中の最新の家庭用ゲーム機では、レーティングに対応したゲームの使用や購入を保護者が制限できるペアレンタルコントロール機能が搭載されています。このように業界一丸となってレーティング制度の定着と実効性の向上に努めています。

当期において、当社はゲームのレーティング制度についても詳しく解説した学習漫画「テレビゲームのひみつ」をホームページ上で無償配布するとともに、会社訪問や出前授業でも制度内容を説明し、レーティング制度への理解を促しています。

※「CERO年齢別レーティング制度の第4回実態調査結果について」より。



「テレビゲームのひみつ」

レーティングマーク

### 有識者コメント

相模女子大学 学芸学部 子ども教育学科 講師

**七海 陽**

**ゲームメーカー・保護者・教師の  
三位一体となった教育支援に期待**



パソコン、インターネット、テレビゲーム、携帯電話など情報メディアの進歩と普及は子どもたちを取り巻く環境を激変させています。目に見えないリスクや解決すべき課題が次々と発生する一方で、生活・遊び・学習にも欠かせなくなっているため、子どもたちは情報メディアの特性を理解して、上手に付き合っていかなければならないのです。

カプコンのCSR活動は、これらの課題に真摯に取り組んでおり、ゲームメーカーの対応として一定の評価はしています。改善点を提言しますと、現在の授業支援プログラムは「キャリア教育」と「メディアリテラシー教育」の2部構成ですが、それぞれ個別プログラムとして独立させて、さらに内容を充実したほうがよいでしょう。また、今後は受け入れ対象者を保護者や先生にも広げて議論を交わすなど、三位一体となって子どもたちの教育をサポートしていくことを期待しています。

# コーポレート・ガバナンス

## 経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離しています

当社は監査役制度を採用し、2名の社外監査役を含む4名で監査役会を構成しています。監査役会では監査方針を策定し、監査結果について協議するとともに、監査指摘事項を代表取締役役に提出し、会計監査人との意見交換・情報交換を適宜実施しています。また、執行役員制を導入し、経営方針を決定する取締役会と業務執行を担う執行役員を明確に分離することで、迅速な意思決定と機動的な業務執行を図っています。

当社が、委員会等設置会社制度ではなく、従来の監査役制度を採用した理由は、すでに執行役員制度を導入していることに加え、社外取締役3名の選任や報酬委員会の設置により、監督と業務執行を明確に分離するという委員会等設置会社の理念を一部導入した経営を実践しているためです。

## 経営監視機能を強化し透明性と信頼性を向上させます

取締役会は、9名の取締役で構成し、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。9名の取締役のうち3名を社外取締役とし、これら社外取締役からの意見、アドバイス、チェックなどにより取締役会の透明性・信頼性を向上させ、かつ活性化させながら、経営監視機能の強化を図っています。さらに、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、取締役の報酬決定に関する公平性・妥当性を確保しています。

当期は、取締役会を15回開催し、決議事項や報告事項に関して活発に議論を交わしました。また、報酬委員会では、株主総会で決議された取締役の報酬額をもとに、取締役会から諮問された各取締役の報酬に関して答申しました(右表参照)。さらに、社外取締役と社外監査役それぞれ1名を、意思決定などにおいて一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員に選任しました。

## 取締役会・監査役会への出席状況

|       | 氏名    | 取締役・監査役会への出席状況                   |
|-------|-------|----------------------------------|
| 社外取締役 | 保田 博  | 2009年度に開催した全ての取締役会に出席            |
|       | 松尾 眞  | 2009年度に開催した全ての取締役会に出席            |
|       | 堀 紘一  | 2009年6月17日退任まで2009年度開催の取締役会に3回出席 |
|       | 守永 孝之 | 2009年6月17日就任後開催の全ての取締役会に出席       |
| 社外監査役 | 山口 省二 | 2009年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席     |
|       | 滝藤 浩二 | 2009年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席     |

## 役員報酬について

|                  | 人数          | 報酬等の額             |
|------------------|-------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(4名) | 309百万円<br>(32百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2名)  | 46百万円<br>(23百万円)  |

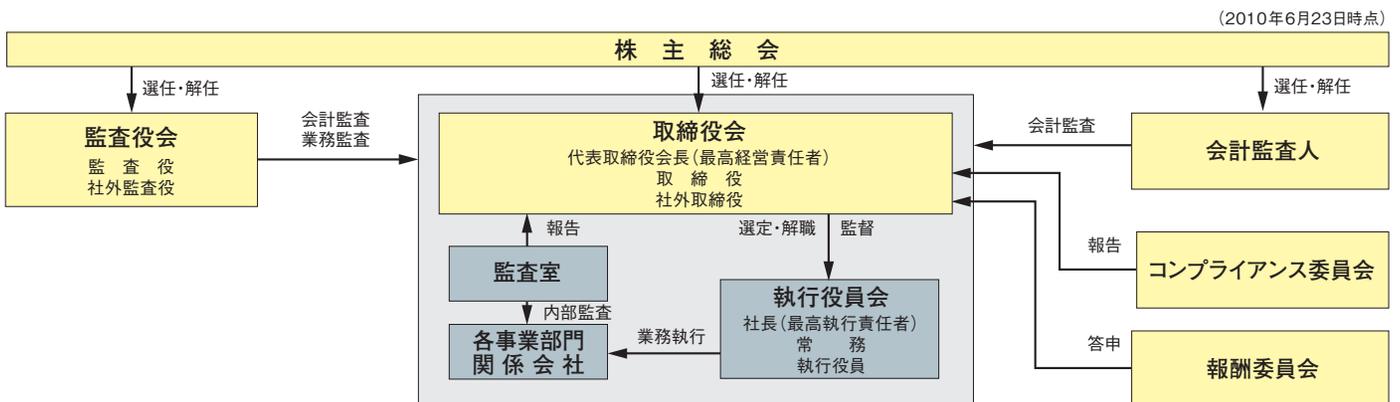
注) 1. 上記には、2009年6月17日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。  
2. 当該事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。

## 監査室による内部監査と改善勧告を実施しています

当社では内部監査機関として、業務執行部門から独立した監査室を設置しています。

監査室は、業務の遵法性や効率性を担保・検証するため、監査役とも連携しながら、全部門を対象に内部監査を実施しています。その監査結果に基づき被監査部門に対して改善事項を勧告するなど、各事業部門において内部統制が有効に機能するよう努めています。

社会的責任を果たすために



# コンプライアンス

## コンプライアンス委員会によるチェックを通じ 適法性の確保に努めています

当社では、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、弁護士資格を有する社外取締役をコンプライアンス委員長に選任し、同委員会を3ヵ月に1回定期開催しています。コンプライアンス委員会では、各部署の業務の実施状況を3ヵ月ごとに調査する「コンプライアンス定期チェック」の結果報告と内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」への通報内容が報告されています。また、これらの内容は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告するとともに、必要に応じて関係者に対する注意喚起・勧告・助言なども実施しています。

さらに、コンプライアンス体制の充実に向け「株式会社カプコンの行動規準」を制定し、企業倫理を社内に浸透させることで、違法行為・不正の未然防止と適法性の確保に努めています。

## 個人情報の保護に万全を期しています

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に対応し、「個人情報保護規定」を制定するとともに「情報セキュリティ基本方針」や「個人情報保護プログラム」を定めて社内周知するなど、必要な対策を講じています。

また、プライバシーポリシーを社内外に公表し、周知徹底を図るとともに、個人情報保護のためのプロセスが有効に機能するよう啓発活動や意識改革に努めています。

## 従業員へのコンプライアンスの理解と浸透に努めました

当社は当期、コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、新入社員に向けてコンプライアンス研修を実施しました。また、「株式会社カプコンの行動規準」を具体的に理解できるよう、イラストを多用して事例をQ&Aでわかりやすく説明した「カプコングループ行動規準ハンドブック」を作成し、



カプコングループ  
行動規準ハンドブック

全従業員に配布しました。さらに、「e-learningコンプライアンス教育カリキュラム」および「e-learning個人情報保護教育カリキュラム」を全従業員に向けて実施しています。これらに加えて、取引先への書面交付手続きやサービス残業などコンプライアンス定期チェックで寄せられた質問や意見に関して、必要に応じて関係者のみならず、イントラネットで全従業員向けに注意喚起しました。

コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとともに、企業の社会的責任(CSR)を果たすための基礎でもあります。したがって今後も、これを全役員・従業員に浸透させ、定着させることに努めます。また、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ホットライン取扱規程」を制定し、「コンプライアンス・ホットライン」を設けております。これにより、違法、不正行為の防止や是正につながるよう社員からの円滑な内部告発の環境整備に努めております。

### 研修などの実施状況(2009年度)

| 内 容              | 回 数 | 研修対象  |
|------------------|-----|-------|
| コンプライアンス研修       | 1回  | 全新入社員 |
| コンプライアンス教育カリキュラム | 2回  | 全社員   |
| 個人情報保護教育カリキュラム   | 3回  | 全社員   |

## 内部統制システムに関する基本的な考え方と整備の状況

当社は、取締役の善管注意義務のひとつとして、グループ会社全体の業務を適正かつ効率的に遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づく内部統制システム体制の整備を以下のとおり進めています。

### 1. 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役(3名)のアドバイザリーや助言などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能を強化することで企業価値を高めています。

### 2. また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めています

#### (1) 情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っています。

#### (2) リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めています。

#### (3) 効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めています。

#### (4)法令遵守体制の整備

法令遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めています。

#### (5)グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っています。

#### (6)業務監査体制の整備

監査役は監査方針に基づき取締役の職務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めています。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ています。

### 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

## リスクマネジメント

### リスク管理体制を整え業務への影響を最小限にとどめます

当社の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクは多岐にわたりますが(P52参照)、業績等への影響を最小化するため、様々なリスク管理を実施しています。

例えば、「知的財産に関するリスク」には、知財管理部(特許、商標著作権チームなどで構成)が開発の企画・制作段階において、該当する知的財産の事前調査や申請などを実施し、権利の取得・保全ならびに侵害リスクの回避に努めています。また、定期的に知的財産に関する社内勉強会を開催し、法務知識の啓蒙活動にも注力しています。

また、「海外事業についてのリスク」には、各国の文化・宗教・習慣などに配慮すべく、開発部門とは別に知財管理部や品質管理部がゲーム内容をチェックするとともに、各国の法律に適応するために、当社法務部門が現地法人のリーガルチームと適宜連携しています。また、海外取引の拡大に伴う税務リスクの増大には、例えば、移転価格にかかるリスクを未然に防止するために、将来年度における海外取引先との取引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得る事前確認(Advance Pricing Agreement, APA)を申請しています。

## IRの基本方針

### 1. ディスクロージャーの基本方針

当社では、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレート・ガバナンスの観点からも不可欠と考えています。

したがって、当社は、(1)責任あるIR体制の確立、(2)充実した情報開示の徹底、(3)適時開示体制の確立、を基本姿勢にIR活動を推進することで、透明性の高い経営を行ってまいります。

### 2. ディスクロージャーの基準

当社では、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、適時開示規則)等に則り、適時適切なディスクロージャーを行っています。

また、適時開示規則等に該当しない情報につきましても、投資家の皆様のご要望に添えるべく、可能な限り積極的に開示する方針です。

さらに、ホームページでの情報開示などにより、情報公開の即時性、公平性を旨とするともに、株主の皆様には事業報告書を通じて営業成績や事業の概況などをお知らせいたします。

### 3. 沈黙期間

当社は、四半期決算発表前に決算に関する情報が漏れるのを防ぐため、決算発表日から起算して1ヵ月前までの期間を沈黙期間としています。当該期間は、業績に関する問い合わせへの対応を差し控えています。ただし、当該沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則等に沿って、適時適切に情報開示をまいります。

### 4. 当社IR活動の外部評価

適時適切な情報公開を積極的に推進してきたこれまでの活動が認められ、当社IR活動および各種IRツールを対象として、外部評価機関より様々な表彰を受けています。2009年度には、「日経アンリアルレポートアワード2009」で優秀賞を獲得するとともに、IRホームページに関しては「Gomez IRサイト総合ランキング2010 第1位」や「2009年度全上場企業ホームページ充実度ランキング総合ランキング 第2位」などを受賞しています。

当社は今後も説明責任の重要性を自覚し、投資家の皆様の信頼を得るべく不断の努力を重ね、適時開示体制を実現してまいります。

### 5. IR活動の体制

代表取締役会長および代表取締役社長、担当役員を中心に、7名の専従スタッフが国内外の株主や投資家の皆様へ積極的なIR活動を行っています。

決算等のIR情報に関するご質問は下記までお問い合わせください。

#### 広報・IR室

TEL: 06-6920-3623  
E-mail: ir@capcom.co.jp

※受付時間:  
9:00~12:00  
13:00~17:30(土日祝除く)



IR担当者

# 役員紹介

## 社内取締役



代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)

### 辻本 憲三

1985年7月 当社代表取締役社長  
2001年4月 当社最高経営責任者 (CEO) (現任)  
2007年7月 当社代表取締役会長 (現任)

取締役

### 初野 純孝

1989年12月 当社入社  
1993年4月 当社アミューズメント施設事業部長  
1999年6月 当社執行役員OP事業部長  
2004年7月 当社常務執行役員  
2006年4月 当社取締役専務執行役員  
2007年7月 当社取締役、  
OP事業・AM事業兼P&S事業管掌  
2010年4月 当社取締役、  
AM事業・P&S事業兼生産統制部管掌 (現任)

取締役常務執行役員

### 阿部 和彦

1987年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行  
1994年7月 同行ニューヨーク支店長代理  
2000年11月 株式会社光通信 執行役員  
2002年1月 インテュイット株式会社 (現弥生株式会社) 執行役員  
2003年3月 当社入社  
2003年7月 当社経営企画部長  
2004年4月 当社執行役員  
2006年4月 当社常務執行役員 (現任)  
2006年6月 当社取締役 (現任)、最高財務責任者 (CFO)  
2007年7月 グループ管理管掌  
2010年7月 海外事業管掌 (現任)

代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)

### 辻本 春弘

1987年4月 当社入社  
1997年6月 当社取締役  
1999年2月 当社常務取締役  
2001年4月 当社専務取締役  
2004年7月 当社取締役専務執行役員  
2006年4月 当社取締役副社長執行役員  
2007年7月 当社代表取締役社長、最高執行責任者 (COO) (現任)

取締役

### 飛澤 宏

1997年8月 当社入社  
1998年4月 当社経営企画部長  
1999年6月 当社執行役員CS国内販売事業部長  
2001年4月 当社常務執行役員  
2005年6月 当社取締役 (現任)  
2007年7月 海外事業管掌  
2010年7月 特命事項管掌 (現任)

取締役 最高財務責任者 (CFO)

### 小田 民雄

1969年4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行  
1991年6月 ユニ・チャーム株式会社常務取締役  
1997年6月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 中之島支店長  
1999年6月 大東建設株式会社常務取締役  
2001年5月 当社顧問  
2001年6月 当社取締役  
2003年6月 当社常務取締役  
2004年7月 当社取締役専務執行役員、最高財務責任者 (CFO) 兼  
経営戦略・管理・秘書・関係会社管理管掌  
当社取締役 (現任)  
2006年3月 コーポレート経営管掌 (現任)  
2007年7月 最高財務責任者 (CFO) (現任)  
2010年7月

**監査役** 注) 監査役 山口省二、滝藤浩二の各氏は、社外監査役です。



監査役 (常勤)

### 山口 省二

1962年4月 国税庁入庁  
1990年6月 名古屋国税不服審判所長  
1992年8月 住友信託銀行株式会社  
業務推進部審議役  
2001年6月 当社監査役 (常勤) (現任)

【選任理由】 税務知識、人格、識見、実務経験などを総合的に勘案して選任しております。

監査役 (常勤)

### 平尾 一氏

1975年4月 日立造船株式会社入社  
1987年4月 同社主事  
1988年6月 当社入社  
1997年4月 当社海外業務部長  
1999年7月 当社執行役員海外事業部長  
2002年10月 当社総務部長  
2004年4月 当社IR室長  
2004年6月 当社監査役 (常勤) (現任)

## 社外取締役

注) 取締役 保田博、松尾眞および守永孝之の各氏は、社外取締役です。



取締役

### 保田 博

1957年4月 大蔵省入省  
1973年11月 大蔵大臣秘書官  
1977年1月 内閣総理大臣秘書官  
1988年6月 大蔵省大臣官房長  
1990年6月 大蔵省主計局長  
1991年6月 大蔵事務次官  
1994年5月 日本輸出入銀行総裁  
1999年10月 国際協力銀行総裁  
2001年9月 関西電力株式会社顧問(現任)  
2002年1月 読売国際経済懇話会理事長(現任)  
2002年7月 日本投資者保護基金理事長  
2004年6月 株式会社資生堂監査役(非常勤)  
2004年8月 財団法人資本市場振興財団理事長(現任)  
2007年6月 当社取締役(現任)

【選任理由】 人格、識見、要職の歴任などを総合的に勘案して選任しております。



取締役

### 松尾 眞

1975年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)尾崎・株尾法律事務所  
1978年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州  
ワイル・ゴツェル・アンド・マンジェス法律事務所  
弁護士登録(アメリカ合衆国ニューヨーク州)  
1979年3月 株尾・松尾・難波法律事務所設立(同パートナー弁護士(現任))  
1997年4月 日本大学法学部非常勤講師「国際取引法」担当  
2000年6月 ピンシステム株式会社監査役(現任)  
2003年6月 山之内製薬株式会社監査役  
2004年6月 当社取締役  
2005年4月 アステラス製薬株式会社取締役  
一橋大学法科大学院非常勤講師  
「ワールド・ビジネス・ロー」担当(現任)  
2007年6月 当社取締役(現任)  
2008年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社取締役(現任)  
2009年6月 東レ株式会社監査役(現任)

【選任理由】 法令遵守を図るため、法律の専門家の的確な指導や助言によりコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、適任者を選任しております。



取締役

### 守永 孝之

1964年4月 日本輸出入銀行入行  
1992年4月 同行人事部長  
1994年4月 同行大阪支店長  
1996年4月 同行政理事  
1998年9月 矢崎総業株式会社常務取締役  
2000年9月 同社専務取締役  
2006年6月 同社取締役副会長  
2007年6月 同社取締役相談役  
2008年6月 同社非常勤顧問(現任)  
2009年6月 当社取締役(現任)

【選任理由】 他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して選任しております。

### 【コメント】 外部の視点から提言し、公正な経営を追求していきます。

会社法や証券取引所の定める上場規則では、コーポレート・ガバナンスに関する情報開示が明記され、その要件として社外取締役に関する記載が指定されています。

独立性が確保された社外取締役は、企業における重要性を年々増しているように思われます。不正を未然に防ぎ、適正な経営が行われるためには、内部統制システムを有効に機能させることが不可欠です。

社外取締役である私は、意思決定などについて一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない役員として、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める独立役員に選任されておりますので、株主や顧客など外部のステークホルダーに近い視点に立って、社内では気づきにくい問題点や是正すべき事項など、経営全般に対して様々な角度から提言や助言を行い、公正な経営が行われるよう取締役会の活性化や業務執行の監督に努めてまいります。

### 【コメント】 内部統制や法令遵守に対する監督機能を果たします。

近年、企業の不祥事が起こるたびに内部統制の欠如が問題とされ、コンプライアンス体制の整備、強化が求められています。また、会社法および金融商品取引法において、法令遵守や経営効率を要諦とする「内部統制システムの基本方針」の策定ならびに財務報告に関する「内部統制報告書」の提出が義務づけられています。加えて、会計基準の国際的統一が進展する中、日本においてもIFRS(国際会計基準)が早ければ2015年には強制適用されることに伴い、内部統制環境としてIFRSベースでの経営管理の強化や情報システムを含む「グループガバナンス」の確立が必要不可欠となります。

私は弁護士としてこれまで培った経験や知識を活かして、客観的かつ公正な意見陳述によって内部統制や法令遵守機能を高めるなど業務執行に対する監督機能の強化に努めるとともに、不測の事態が発生した場合でも円滑かつ適正に対応できるよう、コンプライアンス体制やリスクマネジメントの拡充を推進してまいります。

### 【コメント】 海外経験を活かして、リスクマネジメントを徹底します。

ここ数年、景気の影響などにより各社の業績が大きく変動する状況下、社外取締役として健全な経営による安定的な業績向上に対して、責任と重要性を大きく感じております。

社外取締役の役割は、言うまでもなく監督と執行の分離により経営監督機能の強化を図るほか、取締役に緊張感を持たせることで、当然のことですが法令違反や不祥事などを未然に防ぐことだと思います。また、近年、当社は海外展開を加速しており、海外販売国における政治、経済、法律、文化、宗教、習慣や為替などに加え、税率、関税など監督当局による法令の解釈、規制など、事業拡大に伴う様々なカントリーリスクに対応するための危機管理体制の整備が喫緊の課題と認識しております。

私は海外勤務も長く、特に海外でのリスクマネジメントに携わったことがありますので、こうした国際経験を活かし、改善や助言すべき点があれば適確に指摘し、その役割と責任を果たしていきたいと思っております。

監査役

### 家近 正直

1962年4月 弁護士(現任)  
1981年4月 大阪弁護士会副会長  
日本弁護士連合会理事  
1988年3月 法務省法制審議会商法部会委員  
2002年6月 当社取締役  
2004年6月 甲南大学法科大学院教授  
2008年6月 当社監査役(現任)

監査役

### 滝藤 浩二

1967年4月 警察庁入行  
1970年8月 山口県警察本部警備部外事課長  
1978年7月 警視庁公安部公安第一課長  
1986年4月 警察庁警備局公安第二課警備室長  
警察大学校警備教養部長  
1990年9月 岡山県警察本部長  
1992年9月 警察庁長官官房審議官  
1994年4月 兵庫県警察本部長  
1996年8月 警視庁副総監  
2004年7月 財団法人競馬保安協会理事長  
2008年5月 三菱自動車工業株式会社顧問(現任)  
2008年6月 当社監査役(現任)

【選任理由】 要職の歴任、識見、経験などにより、適法性確保に実力を発揮していただくため、選任しております。

### 【監査役のコメント】 内部統制の監視を強化し、業務の適正を確保します。

我々監査役は、2名の社外監査役を含む4名で監査を行っています。

日常の監査業務は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担などに従い遂行しています。このために取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集および監査の環境の整備に努めています。また取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しています。

会社法に定められた通り、取締役の職務の執行が法令定款に適合することを確保するための体制や、会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを監視、検証しています。また、子会社の取締役等との意思疎通と情報交換に努め、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。